

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	袖山地区 (袖山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当該集落は、昭和56年代に区画整備事業が完了し、以後、水稻を基幹作として農業が行われてきた。 ・集落内の農家は、自給的農家や兼業農家がほとんどで専業農家がないため、農業者の高齢化や後継者不足により、今後は現状を維持することが困難な状況になってきている。 ・農業用水をため池により確保しているため、草刈り等の人足が負担となっている。 ・鳥獣害被害も増加傾向にあり、個人対応としているため管理に係る労力及び費用が負担となっている。 <p>【地域の基礎的データ】農業者:7戸、(農林業センサス)(うち50歳代以下1人) 認定農業者:0人 新規就農者:0人 主な作物:水稻、柿、アスパラガス</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手の確保が困難なことから、集落内の休日農業者や小規模農家により農地の維持に努め、さらに集落外からの入作者を確保し、基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。 ・集落内の農村環境を維持するため農道及び水路については多面的機能支払交付金を活用し、自治区と耕作者が一体となって保全に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金の対象農地を基本に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえて中長期的に集積・集約を図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・概ね基盤整備が完了しており、農業の生産効率の向上等を図るため、今後は集落や耕作者の要望を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地及び施設の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織と連携し、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・耕作者が見つからない農地については、JAへそばの作業受委託を進め荒廃農地を防止する。 ・多面的機能支払交付金を活用し除草作業など、必要に応じて外注する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、電気柵や防護柵を設置するとともに、活動範囲が拡大しないように荒廃農地などの発生を抑える。
⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や道・水路の維持管理を行う。